

安堵町



事業課

0743-57-1511

区分	要件	支援内容
税制優遇	・ 県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額 1 億円以上（農林漁業関連業種は 5,000 万円以上）	・ 固定資産税の課税免除 （家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税） 期間：3 年間